

浜松市二俣協働センター外 5 施設における市民の複写機及び印刷機
の利用に関する事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市民の複写機の利用並びに浜松市協働センターにおける地域活動団体の認定に関する要綱及び浜松市ふれあいセンターにおける地域活動団体の認定に関する要綱により認定された地域活動団体（以下「地域活動団体」という。）の複写機及び印刷機（以下「複写機等」という。）の利用に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(対象の複写機等)

第 2 条 対象の複写機等は、浜松市協働センター条例（平成 24 年浜松市条例第 74 号）に規定する浜松市二俣協働センター並びに浜松市ふれあいセンター条例（平成 24 年浜松市条例第 75 号）に規定する浜松市熊ふれあいセンター、浜松市上阿多古ふれあいセンター、浜松市下阿多古ふれあいセンター、浜松市光明ふれあいセンター及び浜松市竜川ふれあいセンター（以下「二俣協働センター等」という。）に設置する複写機等とする。

(対象者)

第 3 条 複写機等の利用の対象者は、公共的な活動を目的として複写機の利用を必要とする者、市が提供した行政資料等を複写するために複写機の利用を必要とする者及び複写機等の利用を必要とする地域活動団体とする。

(申請の手続等)

第 4 条 複写機等の利用を希望する者は、様式第 1 号による複写機等使用申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、第 3 条の利用の対象者であった場合は、複写機等の利用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、複写機等の利用を拒否又は中止することができる。

(1) 大量の複写等で市の通常業務への支障があるとき

(2) 営利を目的とするとき

(3) 著作権等を侵害するおそれがあるとき

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、公共的な活動を目的としないもの。

3 本条第 1 項の申請により複写機等を利用させた場合は、浜松市会計規則（昭和 39 年浜松市規則第 7 号）第 47 条又は第 47 条の 3 に基づき、領収書又は領収証書を発行するものとする。

4 市長は、必要と認める場合は、申請者に対し申請書の目的について説明を求めることができる。

(費用の負担)

第5条 複写機等の利用に要する費用は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 浜松市協働センター管理要綱第10条及び浜松市ふれあいセンター管理要綱第8条の規定にかかわらず、対象施設での事務取扱はこの要領による。

別表(第5条関係)

種別	内 容	サイズ等	単位	金額
複写機	モノクロ	全サイズ片面	1枚	10円
	カラー	全サイズ片面	1枚	50円
印刷機	原紙	全サイズ	1枚	100円
	再生紙	B5	1枚	1円
		B4	1枚	2円
		A4	1枚	2円
		A3	1枚	4円
	インク(用紙持込)	全サイズ	1枚	0.5円

1円未満は切り捨てとする。

用紙はA3判以内とする。

申請日 年 月 日

複写機等使用申請書

浜松市長 _____

申請者 住所 _____

氏名 _____

申請内容

種別	内 容	サイズ等	単価	枚数	金額
複写機	モノクロ	全サイズ片面	1 0 円	枚	円
	カラー	全サイズ片面	5 0 円	枚	円
印刷機	原紙	全サイズ	1 0 0 円	枚	円
	再生紙	B 5	1 円	枚	円
		B 4	2 円	枚	円
		A 4	2 円	枚	円
		A 3	4 円	枚	円
インク (用紙持込)	全サイズ	0 . 5 円	枚	円	
合計金額					

申請の目的 _____